

小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）

マル経融資は、商工会議所の経営指導のもとで経営を改善していこうとする意欲ある方に、会議所の推薦により日本政策金融公庫から貸し出されるものです。手続きは簡単、保証人も担保も不要、しかも低利であることが大きな魅力です。気軽にご利用をお薦めします。

融資対象	<p>①常時使用する従業員数が20名以下（商業・サービス業は5人以下）である方</p> <p>②商工会議所の経営指導を原則6ヶ月以上（会計整備の状況等に応じて経営指導員の判断により短縮できる場合があります）受けている方</p> <p>③所得税・法人税、事業税または都道府県民税もしくは市町村民税（均等割を含む）について、納期限の到来している税金を完納している方</p> <p>④原則として同一地区で最近一年以上事業を行っている方</p> <p>⑤商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方</p> <p>※企業規模・事業内容によりお申し込みができない場合があります。</p>
融資内容	<p>①融資限度額 1,500万円</p> <p>②利率年利 1.85%平成（23年11月10日現在）</p> <p>③返済期間 ○運転資金7年以内（据置期間1年以内） 仕入資金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払い などに ○設備資金10年以内（据置期間2年以内） 工場・店舗の改装資金、車両購入、機械設備の購入 などに</p> <p>※設備資金のみ当初2年間0.5%低減した金利適用が受けられます。 （平成25年3月マルケイ融資受付分までとなります）</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・過去2年（期）分の確定申告・決算書（確定申告・決算書に税務署の受付印のない場合は所得証明書）・最近の試算表（決算6ヵ月以上経過の場合）・会社の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）・見積書（設備資金をお申し込みの場合）・借入金明細書（返済表）・所有不動産の登記簿謄本（法人の場合は代表者所有も含む）・許認可番号（許認可業種のみ）・税金の領収書又は納税証明書（法人税・所得税・事業税・住民税）・その他の書類（必要に応じて）

大和商工会議所 経営支援チーム

TEL 046-263-9112 FAX 046-264-0391